

登録者・成約者支援補助金

蕪崎市では、空き家の解消と移住定住したい方を応援します！

補助金：最大10万円

経費の総額が5万円以上の場合が対象です。

(補助率1/2、1,000円未満切り捨て)

登録者支援

空き家を登録される方の相続未了・未登記物件の
登記手数料・登記委託料

成約者支援

空き家をご成約された方の仲介手数料・引越費用

申請～交付までのSTEP

申請者	蕪崎市
1 申請書の提出	
	2 審査・交付決定
3 申請事項の実施～実績報告書の提出	
	4 審査・交付額の確定
5 交付請求書の提出	
	6 補助金の交付

注意事項！以下の場合、補助金は返還となります

【所有者】補助金交付から2年以内に取り壊しや、空き家バンクの登録を取り消した場合

【成約者】2年以内の転居転出

詳しくはコチラから！

蕪崎市 空き家 補助金



蕪崎市移住定住促進課 移住定住担当

〒407-8501 山梨県蕪崎市水神一丁目3番1号

電話

0551-45-9159 (平日8:30~17:15)

令和8年度版

斐崎市空き家バンク

リフォーム・家財処分・解体工事 補助金

所有者or成約者 1物件1回に限ります

種類	対象経費	補助金額 (補助率1/2) 1,000円未満切捨
リフォーム	●総額20万円以上 市内業者が行う安全性、居住性、機能性の維持や向上のために行う修繕、模様替え、増築等 (外構工事・家電購入費・ハウスクリーニング費用は除く)	最大100万円
家財処分	●総額5万円以上 「一般廃棄物処理業」の許可を受けている市内業者が実施する家具や食器、電化製品その他の家財道具の処分 (家電リサイクル法に基づく処分費用は除く)	最大10万円
解体工事	●総額20万円以上 市内業者が行う空き家の居住部分の解体及び撤去を行う工事	最大100万円

申請～交付までのSTEP

申請者	斐崎市
1 申請書の提出	
	2 審査・交付決定
3 申請事項の実施～実績報告書の提出	
	4 審査・交付額の確定
5 交付請求書の提出	
	6 補助金の交付

注意事項！以下の場合、補助金は返還となります

【所有者】補助金交付から5年以内に取り壊し（解体工事の場合は、この限りではない）

【成約者】5年以内の転居転出

詳しくはコチラから！

斐崎市 空き家 補助金



斐崎市移住定住促進課
移住定住担当

〒407-8501 山梨県斐崎市水神一丁目3番1号

電話

0551-45-9159 (平日8:30~17:15)